

大学生年代の児童手当の多子加算カウントは申請が必要です

～児童手当の多子加算～

大学生年代(平成16年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれ)の子は、児童手当の支給対象にはなりませんが、多子加算のカウント対象になります。この年代の子をカウント対象にするためには、申請が必要です。



多子加算とは

支給対象となっている子の上の子の人数をカウントし、第3子以降の支給額が増額になることをいいます。大学生年代までの上の子を第1子としてカウントしますが、自立し親などが監護をしておらず、生計の負担がない場合はカウントの対象にはなりません。

申請が必要な世帯

- (1)多子加算の対象となる(なっている)世帯のうち、次の①または②のいずれかに該当する子がいる世帯
  - ①平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの子(令和8年3月に高校卒業年代の子)がいる
  - ②大学生年代の子が、令和8年3月末に短期大学や専門学校などを卒業する子がいる
- (2)①または②の子に対し、令和8年4月以降も引き続き、監護相当の生計費などの負担がある  
(別居・同居にかかわらず) ※必要に応じて健康保険や税法上の扶養の確認をさせていただく場合があります
- (3)令和8年4月以降、児童手当支給対象児童(高校生年代以下)を養育し、①または②の子を含め、3人以上養育をしている世帯

●提出書類 ○監護相当・生計費の負担についての確認書

※学生の場合は学生証(写)を、入学後に提出してください

○児童手当額改定届 ○児童手当別居監護申立書(※該当者のみ)

※なお、該当と思われる受給者には、3月上旬に確認書などを送付予定です。

様式は、四万十町ホームページからもダウンロードできます。

●提出期限 4月15日(水)必着 ※申請が遅れた場合は、申請した日の属する月の翌月分からの加算になります

●提出先 町民課・大正町民生活課・十和町民生活課

お問い合わせ先 町民課 22-3117 大正町民生活課 27-0112 十和町民生活課 28-5112

お詫びと訂正

四万十町通信1月号(2026.VOL238)の7ページに掲載した「四万十パークの肉質、4部門で評価!」の記事に、誤りがありました。両者とも、最優秀賞と優秀賞を受賞しています。お詫びして訂正いたします。

**誤** 「雌の部」では農事組合法人平野協同畜産が  
最優秀賞を、「雄の部」では有限会社渡辺畜産  
が優秀賞を受賞しました。



**正** 「雌の部」では農事組合法人平野協同畜産が  
「雄の部」では有限会社渡辺畜産が、最優秀賞  
および優秀賞を受賞しました。

○休日在宅当番医

月 日	医院名	電話番号
2月 15(日)		
2月 22(日)	くばかわ病院	22-1111
2月 23(月)		
3月 1(日)		
3月 8(日)		

（！）休日在宅当番は窪川地域のみです。  
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。  
大正 地域振興課 27-0111 十和 地域振興課 28-5111

○休日水道修理当番

月 日	業者名	電話番号
2月 14(土)	高橋設備	22-0662
2月 15(日)	桑原水道	22-1163
2月 21(土)	横山水道設備	22-3608
2月 22(日)	岩本商店	22-2716
2月 23(月)	日化住宅機器	22-0407
2月 28(土)	宮脇水道	22-1581
3月 1(日)	高橋設備	22-0662
3月 7(土)	桑原水道	22-1163
3月 8(日)	横山水道設備	22-3608

○無料相談 (秘密厳守です。)

1日行政相談 【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

3月 10(火) 10:00～15:00 窪川 農村環境改善センター 2階 第1会議室 総務課 22-3111

令和7年度 入札結果  
(令和7年12月実施分)について

入札結果は、町ホームページにて確認することができます。また、右の二次元コードから読み込むことも可能です。



1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用が開始されています

お知らせ

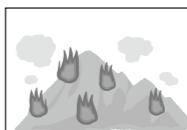
近年、乾燥や強風を背景とした林野火災が全国で発生しています。林野火災の出火原因の約半数を、人的要因が占めています。こうした状況を踏まえ、高幡消防組合では火災予防条例が改正され、1月1日から「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が開始されています。

林野火災 注意報 とは?

年間を通して、①または②に該当する場合に、火の使用制限について「努力義務」が課されます。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表

注意報・警報の発令時に、どんな火の使用制限がかかるの?  
町内全域で次の行為が制限されます。



山林・原野  
などでの火入れ



花火など  
煙火の使用



屋外での  
火遊び・たき火



可燃物  
付近での喫煙



山林・原野  
などでの喫煙



たばこの吸い殻  
など残り火の確実な処理

林野火災 警報 とは?

「林野火災注意報」の条件に加えて、強風注意報が発表された場合に、火の使用制限について「義務」が課されます。

告知方法は?

林野火災注意報…音声告知放送にてお知らせ

林野火災警報…音声告知放送およびケーブルテレビにてお知らせ

従わなかった場合の罰則は?

林野火災注意報…努力義務のため罰則なし

林野火災警報…火の使用制限に違反した場合、30万円以下の罰金または拘留

お問い合わせ先 四万十清流消防署 22-0001